なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺から⑽までについては第１号の⑺から⑽までに同じ

3　総合評価に関する事項等

⑴から⑵までについては第１号の⑴から⑵までに同じ。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも技術提案に基づく施工計画は共通とし、工事毎に異なる施工計画をした場合は欠格とする。

⑷から⑸までについては第１号の⑷から⑸までに同じ。

4　担当部局

第１号の４と同じ。

5　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴については第１号の⑴に同じ。

⑵　申請書の提出方法　本入札公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに資料等は、参加を希望する何れか１件の工事にまとめて添付すればよいが、資料等を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を資料等に代えて添付すること。(詳細は入札説明書による。)

１）申請書に関する資料

①から③までについては第１号の①から③までに同じ。

⑶については第１号の⑶に同じ。

⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官(以下、「当職」という。)の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合

平成26年１月16日12時00分

㋑　紙入札方式による場合

平成26年１月16日12時00分

②　開札の日時及び場所

①　東九州道（清武～北郷）二之河内トンネル新設工事　平成26年１月21日10時00分

②　東九州道（清武～北郷）寺山第一トンネル新設工事　平成26年１月21日11時00分

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局契約課入札室

⑸については第１号の⑸に同じ。

6　その他

⑴から⑮までについては第１号の⑴から⑮までに同じ。

7　Summary

⑴ and ⑵　is the same above notice no. 1

⑶　Subject matter of the contract :

①　Construction work for establishment of The Ninokawauchi Tunnel Higashi-Kyushu Expressway

②　Construction work for establishment of The Terayama dail Tunnel Higashi-Kyushu Expressway

⑷, ⑸ and ⑹　is the same above notice no. 1

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月25日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　藤井　高文

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第17号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場（H25）駐機場(B)舗装工事

⑶　工事場所　山口県岩国市(米軍岩国基地内)

⑷　工事内容

・コンクリート舗装（駐機場）工事　約75,000㎡

・環境整備工事　一式

・駐機場灯火管路工事　一式

⑸　工期　平成27年５月29日まで

⑹　使用する主要な資機材

コンクリートフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ、バックホウ、ダンプトラック、舗装用コンクリート　約22,000㎥、再生砕石　約16,000㎥、粒度調整砕石　約16,000㎥

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成25年10月25日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H25）駐機場(B)舗装工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。)であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

⑶　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。

⑷　平成10年度以降に元請けとして、航空機を対象としたコンクリート舗装工事（50,000㎡以上）を施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。